

# 社会福祉法改正の詳細について

※ 厚生労働省資料より抜粋



# 1 社会福祉法人制度の改革 (主な内容)

# 社会福祉法人制度の改革（主な内容）

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

## 1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

## 2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

## 3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

## 4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

## 5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議  
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額('社会福祉充実残額')を明確化  
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

## 2 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う主な政省令事項について

# 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う主な政省令事項について

## 1. 政令で規定する事項

### (1) 会計監査人設置の基準

- 会計監査人設置の基準を、最終会計年度の収益30億円／負債60億円を超える法人と規定する。

※ 一定の基準を満たす法人は、理事の適正な職務執行を確保するための体制を整備するため、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制等について理事会で決定する必要があるが、当該基準について、会計監査人設置の基準と同じ基準とする。

### (2) 評議員数に関する経過措置

- 評議員に関する経過措置(3年間は4人以上とするもの)の対象となる法人の基準を、収益4億円を超えない法人と規定する。

### (3) 社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更(組合等登記令の一部改正)

- 資産の総額に変更があったときの登記の期限について、会計年度の終了後「二月以内」としているものを「三月以内」と改正する。

## 2. 省令で規定する主な事項

### (1) 評議員等と特殊の関係を有する者

- 評議員等と特殊の関係があることにより、評議員等になることが制限される者について、公益認定法の規定に準拠し、事実婚の関係にある者、評議員等の使用人となっている者、支配している他の法人の役員である者等を規定する。

※ 法律(改正後の社会福祉法)では、特殊の関係を有する者として、配偶者及び三親等以内の親族が規定されている。

### (2) 控除対象財産額

- 控除対象財産額を算出するために合計する財産として、事業の継続に必要な財産(社会福祉事業等の実施に必要な財産、当該財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産及び最低限必要な運転資金)を規定する。(詳細及び係数については通知に記載)

### (3) 社会福祉充実計画

- 社会福祉充実計画について、
    - ・ 計画への記載事項（法人の基本情報や資金計画等）
    - ・ 計画の変更に当たって、所轄庁の承認を要さず、届出のみで足りる軽微な変更事項（事業の種類、実施地域、実施期間や、社会福祉充実計画に係る重要事項以外のもの）
- などの基本的事項を規定する。(詳細については通知に記載)

## 3. 施行期日

平成29年4月1日 ※政省令案は、今後パブリックコメントを行い、本年10月下旬～11月目途に公布。

### **3 会計監査人設置の基準について**

## 会計監査人の設置義務法人の範囲

- 改正法においては、一定の事業規模を超える法人に対して、会計監査人による監査を義務付けることとしたところである。
- この一定の事業規模については、社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)において、収益(事業活動計算書におけるサービス活動収益)が10億円以上の法人又は負債(貸借対照表における負債)が20億円以上の法人とすることが適当とされたところである。
- 会計監査人の導入は、今回の改革の柱の一つであり、しっかりとした監査体制を構築し、社会福祉法人への信頼を確立するとともに、法人の経営力強化・効率的な経営の観点からも、一定の規模を超える社会福祉法人に会計監査人による監査を義務付け、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが重要である。
- 会計監査人の導入については、①選任までに、予備調査を含め、一定の期間が必要であるほか、②監査を受ける社会福祉法人及び監査を実施する公認会計士等の双方において、会計監査人制度・社会福祉法人制度等への理解及び態勢整備等の準備が必要である。
- このような状況を踏まえると、会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適当と考える。
- 具体的には、以下のとおり。

- ・ 平成29年度、平成30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人
- ・ 平成31年度、平成32年度は、収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人
- ・ 平成33年度以降は、収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人  
と段階的に対象範囲を拡大。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

## 4 評議員数に関する経過措置について

## 評議員の員数に係る経過措置

- 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号。以下「改正法」という。)においては、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図る観点から、評議員会について、これまでの任意の諮問機関から、必置の議決機関としたところである。
- この際、小規模法人に配慮する観点から、一定の事業規模を超えない法人については、評議員の員数について、本来、理事の員数(6人以上)を超える数とするところ、施行から3年間、4人以上とすることとしている。
- この一定の事業規模については、社会福祉施設を1か所経営する社会福祉法人とするとの考え方もあったが、保育所などの小規模の施設を2か所経営している法人と、特養などの一定規模の施設を1か所経営している法人を比較した場合に、後者を小規模とすることは必ずしも適当ではないのではないかという意見があった。
- このため、法人が経営する施設の数にかかわらず、平成27年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、当該収益の額については、全法人の収益の平均額である4億円を超えない法人とする。

※ 社会福祉法人が、社会福祉法第59条第1項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書（平成25年度決算）から、集計・分析を行ったところ、社会福祉法人のサービス活動収益の平均は、4億円となっている。（社会・援護局福祉基盤課調べ）

## 5 社会福祉充実計画について

# 社会福祉充実計画について（案）

- 社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお一定の財産が生じる場合に、「社会福祉充実財産」を明らかにした上で、社会福祉事業等に計画的に再投資を促すとともに、公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るために策定するもの。
- 社会福祉充実計画は、法人の経営の自主性を十分に尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされていることを踏まえ、所轄庁においては、以下の内容について審査を行う。
  - ① 計画に必要事項が記載されているか
  - ② 手續が適正に行われているか
  - ③ 計画に事業区域における需要・供給の見通しとの観点から、著しく合理性を欠く内容が含まれていないか
  - ④ 計画の内容が行政計画との関係で実現不可能な内容が含まれていないか

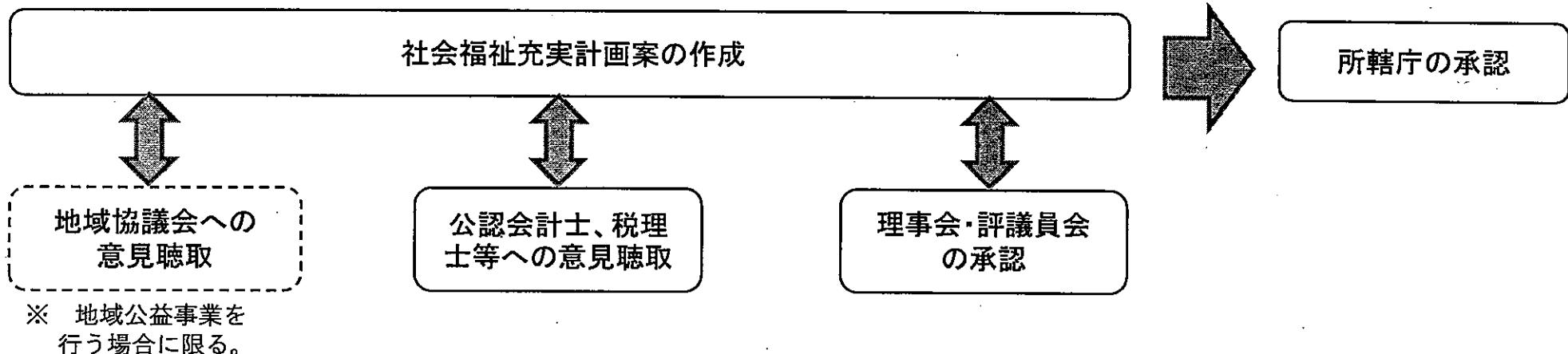
## 1. 社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の種類

◆ 社会福祉充実計画に位置付けるべき事業は、以下の順にその実施について、検討し、行う事業を記載する。

第1順位	社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）
第2順位	地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業）
第3順位	公益事業

## 2. 社会福祉充実計画の作成手続

- ◆ 社会福祉充実計画は以下の手続を経る必要がある。



## 3. 計画の記載内容

- ◆ 計画の記載内容は、法律上の以下のとおり規定がされているが、法律事項に加え、法人名等の基本情報や社会福祉充実財産の使途に関する検討結果や事業の実施に当たっての資金計画等を併せて記載する。

法律事項（第55条の2第3項）	省令事項
<ul style="list-style-type: none"><li>① 既存事業の充実又は新規事業の規模及び内容</li><li>② 事業区域</li><li>③ 社会福祉充実事業の事業費</li><li>④ 社会福祉充実財産の規模</li><li>⑤ 計画の実施期間</li><li>⑥ その他厚生労働省令で定める事項</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報</li><li>② 社会福祉充実財産の使途に関する検討結果</li><li>③ 資金計画</li><li>④ 事業費積算（概算）</li><li>⑤ 地域協議会等の意見とその反映状況 等</li></ul>

#### 4. 計画の実施期間等

- ◆ 計画は、原則として、5年間の範囲で、毎年度の社会福祉充実財産の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。  
ただし、5年間で計画を終了することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合には、その理由を計画上に明記した上で、計画期間を最長10年間まで延長することができるものとする。
- ※ また、社会福祉充実財産の全額を計画期間内に活用することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合（例えば、建物の建替を行った直後であって、最長10年間の計画期間では社会福祉充実財産を有効に活用できない場合など）には、例外的に、社会福祉充実財産の全額ではなく、その一定割合の活用を内容とする計画を策定することができるものとする。
- ◆ また、計画の実施期間の範囲で、事業の開始時期や終期、各年度ごとの事業費は、法人が任意に設定することができるものとする。

# 社会福祉充実計画のフォーマット（案）

平成〇年度～平成〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

## 1. 基本的事項

法人名								
法人代表者氏名								
法人の主たる所在地								
連絡先								
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日								
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日								
評議員会の承認年月日								
会計年度別的社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成〇年度末現在)	1年目 (平成〇年度末現在)	2年目 (平成〇年度末現在)	3年目 (平成〇年度末現在)	4年目 (平成〇年度末現在)	5年目 (平成〇年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)								
本計画の対象期間								

## 2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1年目						
小計						
2年目						
小計						
3年目						

4年目	小計							合計
	小計							
5年目								
	小計							

※ 棚が不足する場合は適宜追加すること。

## 3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

## 4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
財源構成	計画の実施期間における事業費合計						
	社会福祉充実残額						
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2.事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

## 5. 事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	

事業の実施地域											
事業の実施時期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日										
事業内容											
事業の実施スケジュール	<table border="1"> <tr><td>1年目</td><td></td></tr> <tr><td>2年目</td><td></td></tr> <tr><td>3年目</td><td></td></tr> <tr><td>4年目</td><td></td></tr> <tr><td>5年目</td><td></td></tr> </table>	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
1年目											
2年目											
3年目											
4年目											
5年目											
事業費預算 (概算)											
合計	〇〇千円(うち社会福祉充実残額充当額〇〇千円)										

地域協議会等の意見と その反映状況
----------------------

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

#### 6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--

# 社会福祉充実計画の策定に当たっての関係者への意見聴取内容について（案）

社会福祉充実計画の策定に当たって行われる関係者への意見聴取については、社会福祉法人の経営の自主性が十分に尊重されるようになるとともに、その経営判断を阻害しないよう、以下の内容について行う。

## 1. 公認会計士、税理士等への意見聴取内容

### 【社会福祉充実財産について】

- 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の額と財産目録の照合
- 再生産に必要な財産の再計算
- 必要な運転資金の再計算
- 社会福祉充実財産の再計算

### 【事業費】

- 事業費とその積算の照合

※確認書(案)のイメージについては次頁参照

## 2. 地域協議会への意見聴取内容(例)（地域公益事業を行う場合に限る。）

- 地域の福祉課題
- 地域に求められる福祉サービスの内容
- 自ら取り組もうとしている地域公益事業に対する意見
- 関係機関との連携 等

# 公認会計士、税理士等への意見聴取による確認書（案）

社会福祉充実計画の策定に当たって行われる公認会計士、税理士等への意見聴取については、社会福祉法人の経営の自主性の尊重、法人負担軽減の観点から、公認会計士、税理士等は社会福祉充実財産の算定過程を中心に確認を行い、確認書を作成するものとする。

## 公認会計士、税理士等への意見聴取による確認書（案）イメージ

### 手続実施結果報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人〇〇〇

理事長〇〇〇〇〇〇〇

### 確認者の名称

印

私は、社会福祉法人〇〇〇（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

### 1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

### 2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と符合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

（注）公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができます。

以上

### 3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

### 4. 業務の特質

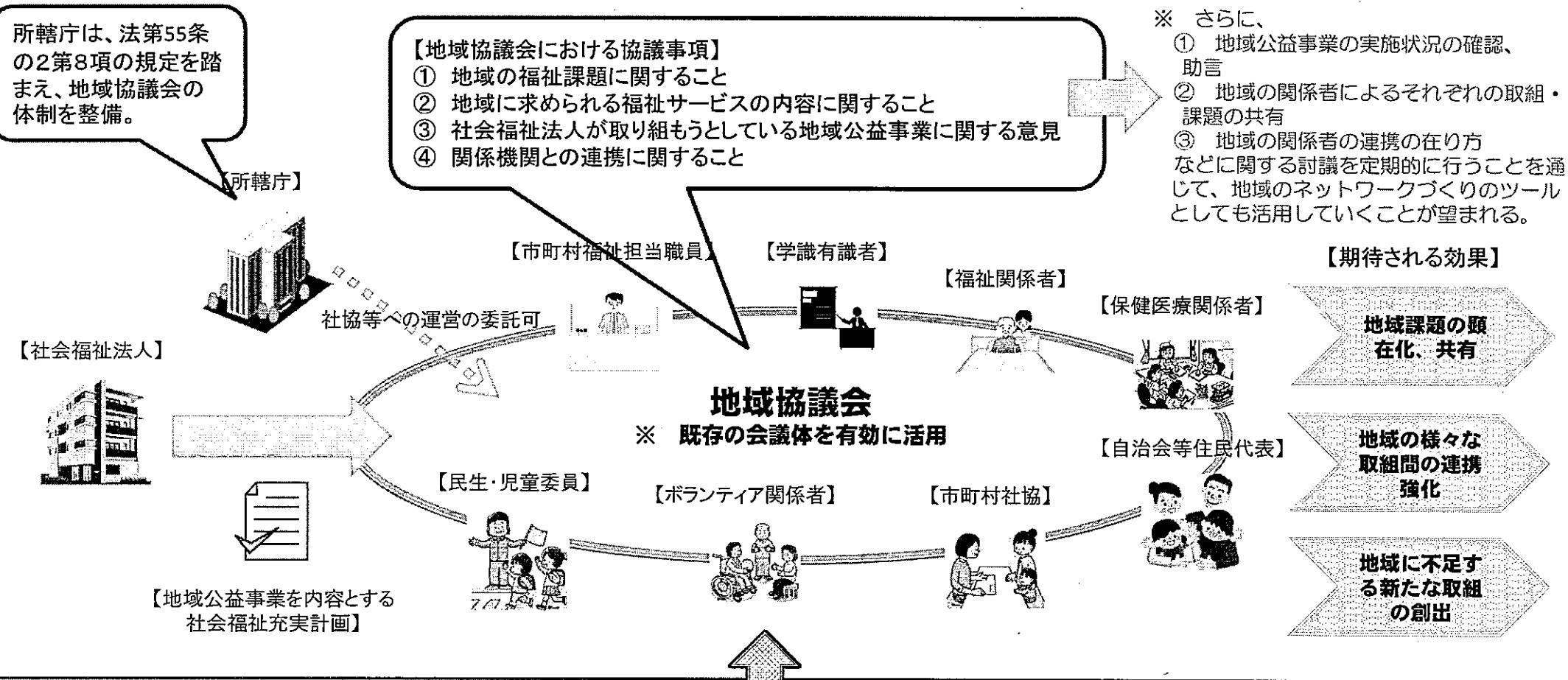
上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

### 5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

# 地域協議会のイメージ

- 社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行うに当たっては、その取組内容に、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにすることが必要であることから、各地域において「地域協議会」を整備していくことが重要。



介護予防や障害者の地域移行、待機児童、生活困窮者の自立支援など、地域の福祉ニーズを反映

# 地域協議会について

平成28年8月2日  
社会保障審議会福祉部会  
(第18回)提出資料

- 改正社会福祉法により、社会福祉充実財産を保有する社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、社会福祉事業又は地域公益事業等の実施に再投下することが求められる。
- 地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならぬこととされている。
- その際、社会福祉法人に対して、できるだけ円滑かつ公正中立な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域において「地域協議会」を設置する。

## 1. 地域協議会の実施責任

- ◆ 地域協議会の実施責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定するものとする。
- ◆ 所轄庁は、地域協議会の立ちあげを支援するとともに、円滑な意見聴取が行われるよう、必要な調整を行うものとする。

※ 法第55条の2第8項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うこと」とされていることから、所轄庁は、社会福祉法人が地域において、円滑に住民等からの意見聴取を行う環境整備を行う責任を有しているものであり、所轄庁はその一環として地域協議会の体制整備を行うもの。

- ◆ また、所轄庁は、社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定スケジュールに合わせ、適切に地域協議会が開催されるよう、所管地域の地域協議会に対し、必要な働きかけを行う。

- ◆ なお、地域協議会は、効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとし、具体的には、社会福祉協議会における地域福祉活動支援計画策定委員会や、地域ケア会議、自立支援協議会などが想定される。（人数等を考慮し、既存の会議体を活用しつつ、当該会議体の下に分科会等を設置するなどの工夫を行うことも考えられる。）  
※ 所轄庁自身が地域協議会を開催することも妨げるものではない。
- ◆ 都道府県は、管内の地域協議会の設置状況を集約し、社会福祉法人に対する情報提供を行うとともに、空白が生じている地域がある場合には、自ら設置する地域協議会において意見聴取を行えるようにするなど、必要な措置を講ずるものとする。

## 2. 地域協議会の実施工アリヤについて

- ◆ 地域協議会の実施工アリヤは、原則として所轄庁単位とする。
- ◆ なお、一の所轄庁が管轄する区域を一定の地域ごとに分割すること、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置することも可能である。ただし、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置する場合については、法において、事業の実施区域の住民等の意見を聞くこととされている趣旨にかんがみ、広域になりすぎないよう配慮することが必要である。

## 3. 地域協議会の構成員について

- ◆ 地域協議会の構成員は、以下の者を想定しつつ、地域の実情に応じて所轄庁が定めるものとする。
  - ① 学識有識者
  - ② 保健医療福祉サービス事業者
  - ③ 民生委員・児童委員
  - ④ サービス利用（予定）者である地域住民
  - ⑤ 福祉行政職員（町村職員を含む。）
  - ⑥ 社会福祉協議会
- ◆ なお、上記の構成員は、地域協議会への出席に支障がない限りにおいて、複数の地域協議会の構成員となることを妨げない。

#### 4. 地域協議会の役割について

- ◆ 地域協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、所轄庁が適宜開催することとし、例えば以下のような点について、討議を行う。
  - ① 地域の福祉課題に関すること
  - ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
  - ③ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
  - ④ 関係機関との連携に関すること
- ◆ また、地域協議会は、地域公益事業を行う社会福祉法人による意見聴取の場としての役割のみならず、
  - ① 地域公益事業の実施状況の確認、助言
  - ② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
  - ③ 地域の関係者の連携の在り方などについて、定期的に討議することを通じて、地域福祉推進のためのツールとして活用していくことが有用であると考えられる。(地域公益事業の実施状況の確認については年1回程度行うことが考えられる。)
- ◆ 地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであることに留意が必要である。

#### 5. 広域的に事業を行う場合の意見聴取の取扱いについて

- ◆ 複数の地域協議会の実施エリアをまたがって、地域公益事業を広域的に行う場合については、社会福祉充実計画を円滑に策定する観点から、主たる事業の実施地域を特定し、当該地域を所管する地域協議会に意見を聞くことで足りるものとする。ただし、この場合であっても、当該地域以外の住民等の意見が可能な限り反映されるよう、社会福祉法人のHP等における意見募集やアンケート調査などの簡易な方法により、意見聴取を行うよう努めるものとする。